

☆飲食販売される出店者は必ず提出してください。

※食品衛生法に基づく営業許可（露店）がない場合は出店できません。

営業許可証の写し（コピー）を必ず提出してください。

【付近の見取り図及びテント内配置図(テントは3.6×3.6m、三方幕付き)】

--

【取り扱い食品】

提供食品名	食数 (予定)	使用する原材料	保存方法	調理場所及び調理 工程(酒販売の場合 は販売方法を記入)

※開封せずに酒類販売される出店者は、「期限付酒類小売業免許届出書」が必要です。必要な手続き等については、三木税務署へご確認をお願いします。